

「アグリフェスタ2025」出店者募集要項

① 事業の目的

亀岡市は府内有数の農地面積を誇り、市内農産物の生産・消費の推進はまちのにぎわいづくりにもつながっている。また、畜産業が盛んな地域の一つでもあり、令和5年度には第70回近畿東海北陸連合肉牛共進会において亀岡牛が最優秀賞（農林水産大臣賞）を受賞するなど、高く評価されている。亀岡市の魅力である農・林・畜産業を発信するアグリフェスタを開催し、市PRと地域経済の活性化を図る。

② 開催場所

亀岡駅北（かめおか駅北サンガ広場、リバーサイドパーク）

③ 開催日時

令和7年10月19日（日） 午前10時～午後3時

④ 出店募集部門

- ・ 飲食部門（会場で調理・盛り付けを行う飲食物を取り扱う者）
- ・ 販売部門（会場で調理をしない飲食物・加工物などを取り扱う者）
- ・ それ以外（飲料・食品を取り扱わない者）

⑤ 応募要件

次の要件を満たしていること

- ① 本募集要項を精読し、内容すべてを遵守できる者
- ② 飲食部門・販売部門については、下記のいずれかに該当し許可証の写しを提出できる者
 - ・ 露店飲食店営業許可を取得している者（飲食部門のうちテントによる出店を行う者）
 - ・ 自動車による飲食店営業許可を取得している者（飲食部門のうちキッチンカーによる出店を行う者）
 - ・ 固定店舗での営業許可を取得している者（販売部門）※但し、令和4年10月1日以前取得の営業許可証における営業範囲が京都市内のみの方は、出店不可
- ③ 飲食部門については、食品衛生責任者資格の取得者を配置できる者

⑥ 出店品目等

出店する事業者が自己又は自己の名をもって生産または販売する品目等で、次のいずれかの内容に該当する出店としてください。

- ・ 亀岡産野菜
- ・ 亀岡牛および地鶏を使用した食べ物

- ・ 亀岡産食材を使用した食べ物、飲料
- ・ 木育につながる体験、啓発活動等
- ・ その他主催者が出店を許可したもの

※事前に提出した物以外の商品の販売は不可です。

※申込完了後の販売品目の変更・追加は原則認めません。

⑦ 出店できない品目等

- ・ 野菜を除く、生もの（刺身・生クリームなど）
- ・ 生き物（動物、昆虫等）
- ・ 違法コピー商品（偽ブランド品、著作権侵害物）
- ・ 危険物（石油類、ガス類、模造刀剣類、モデルガン、ナイフ、包丁等）
- ・ 法令・条例・その他関係法規等で禁じられているもの
- ・ 周囲に危険を及ぼすもの、あるいは迷惑となるもの
- ・ 説明文等に誇大又は虚偽の記載があるもの
- ・ 特許、実用新案等で係争中のもの、あるいは係争のおそれがあるもの
- ・ 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のないおそれのあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ その他、「アグリフェスタ」の趣旨に反するもの

⑧ 1 区画（1 ブース）のサイズ及び出店料

原則、幅 3,000mm×奥行 3,000mm

飲食部門については、1 店舗あたり 5,000 円を出店料として納付いただきます。

テントが必要な場合は出店者が各自ご用意ください。

飲食物を扱う店舗については屋根や三方（両横・後方）をシート・幕・テント等で覆い、ホコリや直射日光の影響の無いようにしてください。

出店時にテントが風で飛ばされないように、ウエイト・錘等を必ずご用意ください。

※これより大きいサイズを使用される場合、又はテントの用意が難しい場合はご相談ください。

※申込数は 1 店舗あたり 1 区画とし、複数の申込はできません。

※軽自動車登録で車高 2.0m 以上の加工車両は出店できません。

※車検証と実車両のサイズ等が異なる車両は出店できません。

※原則としてキャンセルは認めません。

※出店の決定を連絡後、出店料入金までにキャンセルの場合は出店料全額を請求します。

※開催時間の短縮並びに営業時間の変更をした場合、いかなる事由においても出店料は返金しません。また、出店に関する損害も補償しません。

※来場者の減少等、いかなる理由であっても主催者は営業に関する補償は一切行いません。また営業物品その他の買取りなども一切行いません。

⑨ 抽選方法等

お申込みいただいた内容は、全て関係機関による確認を行います。

確認後、募集店舗数を越えた場合については主催者による厳正な審査及び抽選により出店者を決定します。

出店可否のご連絡後、出店場所については別途ご連絡します。

出店区画位置の指定はできません。販売品目が隣同士で重複する場合があります。悪しからずご了承ください

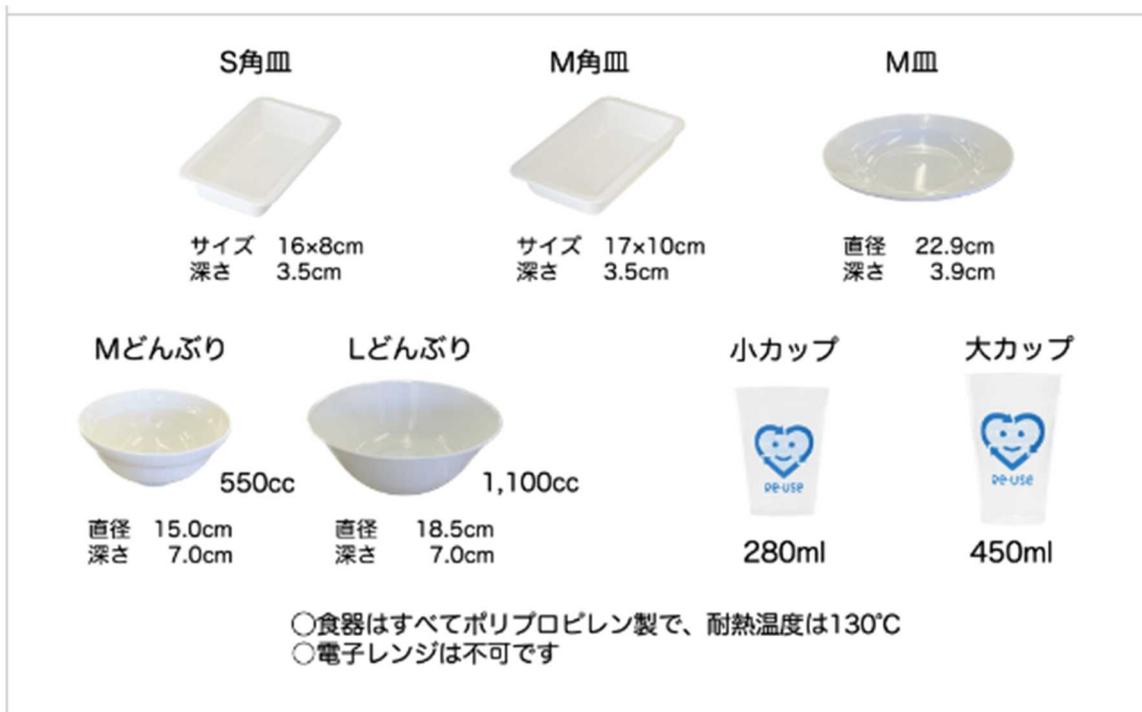
⑩ 設備等

次の備品等については、事務局で用意します。

- ・来場者飲食スペースのテーブル、イス
- ・リユース食器
- ・上水設備 ※排水設備はありません
- ・電源 (1,500w×1口まで)

⑪ リユース食器の利用について

- ・食器・コップについては、事務局が手配するリユース食器を利用してください。
 - ・テイクアウト用容器の用意はありません。
 - ・リユースコップには飲み物以外入れないでください（唐揚げ等の油物や串物などはリユースコップに入れて販売しないでください）
- (参考)



⑫ 出店事業者が準備する必要があるもの

- ・ テント、ウエイト・錘
- ・ 三方を覆うシート・幕など
- ・ 調理器具
- ・ 消火器
- ・ 各事業者の看板、のぼり、メニュー表示
- ・ 釣銭
- ・ 衛生関連、防災関連
- ・ リユース食器（コップ、皿）以外のスプーン、箸、紙容器など
- ・ テイクアウト用紙容器・紙袋等（プラスチック類は除く）
- ・ その他、事務局が用意する以外のもの

※備品及び商品の保安全管理は出店者が行ってください。盗難、紛失・損傷・事故など、主催者は一切の責任を負いません。

⑬ 衛生管理上の注意事項

- ・ 調理する材料は開催当日に調理し、前日までに調理したものは取り扱わないでください。
- ・ 下痢等体調の悪い人、手指の傷がある人は調理作業をしないでください。
- ・ 冷蔵が必要な原材料（肉、魚など）はクーラーボックスや冷蔵設備等で調理直前まで冷蔵してください。
- ・ 肉等食材を加熱する時は十分に行ってください。（85℃で1分以上中心部まで十分に加熱）
- ・ 保健所申請と異なる調理方法・工程は行わないでください。
- ・ 各出店者は、洗浄・消毒設備を各自ご準備いただき、衛生面に留意してください。（ポリタンク・アルコールスプレーなど。保健所からの指導により必須です。）
- ・ 会場内及びその周辺の排水溝等にゴミ・油・残飯等を廃棄しないでください。
- ・ 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボールやビニールシート等による処置を必ず行ってください。
- ・ 調理により発生した汚水は出店者各自で持ち帰ってください。
- ・ 調理手袋を着用する、こまめに手を洗うなど、食中毒にご注意ください。

⑭ 暴力団排除に関して

- ・ 京都府暴力団排除条例及び亀岡市暴力団排除条例を遵守してください。
- ・ 自己又は自社の役員・関係者・事業所等が、次のいずれかに該当した場合は出店できません。
 - *暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員
 - *暴力団員と生計を一にする者
 - *暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益を供与するなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる者

⑮ 電気・ガス類の使用について

・火気を取り扱う場合には、細心の注意のもと使用し、必ず消火器を備え付けてください。(10型以上、製造期間5年以下)

当日、消火器がない場合や、使用済または使用期限切れの消火器を持参された場合は出店を認めません。

・発電機の使用は禁止します。主催者側から提供する電源を除き、場内で発電機は使用できません。主催者側からの供給電源の範囲内での運営をお願いします。

・プロパンガスの手配は法令を遵守し、必ず専門業者に委託して下さい。

・プロパンガス等を利用される場合は、直接日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、支柱等にくくりつけるなど転倒防止対策をしてください。

・店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用してください。

・万一事故が発生した場合、事故を起こした当該出店者で補償をお願いします。

・強風が想定されることから、ガス類等の使用においては、十分にご注意ください。

・カセットコンロの使用は禁止します。

⑯ 雨天の対応

・原則として、小雨決行とします。ただし、突然の荒天等により実施が困難な場合には、事務局から中止の連絡をします。

・開催日の前日午前10時時点で、開催予定時間内において、亀岡市における降水確率が50%以上とtenki.jpで発表された場合は、開催を中止します。

・中止を決定した場合、事務局から順次代表者の方にご連絡します。

・開催中の突然の荒天等の場合は、現場統括者が指示を出しますので、これに従うようお願いいたします。

・中止に際しての損害については、一切補償いたしませんので、ご了承ください。

⑰ 出店準備

・保健所に申請が必要な方は、各出店者で事前申請を行い、許可証の写しを事務局へ提出してください。

・アルコール類販売については、税務署への申請等が必要となります。各自申告のうえ、許可証の写しを事務局へ提出してください。

・酒類を缶のまま販売する際は「酒類販売業免許」が必要です。免許をお持ちでない場合は、必ずコップに移して販売してください。(コップに移すことで飲食扱いとなります。)

⑱ 搬入・ブース設営

・前日の搬入や準備はできません。当日に準備し、当日に撤去してください。

・搬入は午前9時までをお願いします。

・出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。(資機材の保管場所も含む)

・搬入時に会場内に一時的に駐車することは可能ですが、搬入完了次第、速やかに駐車場に移動を

お願いします。なお、出店者駐車場の用意はありませんので、各自で駐車場の確保をお願いします。

- ・キッチンカー及びテント出店者の会場への車両乗り入れは、指定時間の間に限ります。
- ・出店の位置は、事務局において決定しますので、要望を伺うことはできません。
- ・搬入・搬出に掛かる経費は、出店者の負担とします。
- ・ブースの設営に関しては、申請をされた事業者自身が行ってください。
- ・店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。
- ・設営にあたっては強風等に耐えられるよう、各支柱に錘をヒモ等で括り付けてください。

⑱ ブースの運営・撤収

- ・安全衛生及びサービス・モラルについて、徹底してください。
- ・必ず価格表示を行ってください。
- ・未成年者にアルコール類の販売は行わないでください。
- ・飲酒した人が出店・販売等を行わないでください。
- ・発生したゴミは、各自持ち帰ってください。
- ・出店ブース周辺及び使用した設備等は清掃してから撤収してください。
- ・来場時、退場時は必ず現場統括者へ報告してください。
- ・当日は、混雑が予想されるため、効率的な販売にご協力をお願いします。
- ・購入者待機列の整理は各自で行ってください。(動線確保のため列の解散を指示された際にはすぐに対応できるように人員を配置してください)
- ・調理においては、煙により近隣及び来場者等から苦情等があった場合は使用を中止していただくことがありますので、取扱いには十分気をつけてください。
- ・主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は、指導に従ってください。
- ・出店条件や規約等を逸脱する行為がある店舗については、店舗営業中であっても即時退店・閉店していただきます。また出店に関するいかなる損害も補償いたしません。なお、次年度以降の開催に際しても出店をお断りする場合があります。
- ・電源容量オーバーによる停電等、いかなる場合においても営業補償は行いません。
- ・会場内での盗難や販売でのトラブルおよび事故に関しては、出店者の責任において処理していただきます。事務局は責任を負いかねますので、ご了承ください。
- ・出店者はその責任において、必要な保険に加入する等、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。
- ・施設等に損傷等を与えた場合には、原状回復をお願いします。
- ・事務局では、ホームページや広報に使用するための撮影および録画を行いますのでご了承ください。(ご都合の悪い方は事前にお申し出ください。)
- ・イベント終了後、令和7年10月31日(金)までに当日の売上金額を報告してください。観光消費額把握のため、御協力をお願いします。

㊦ 禁止事項

・プラスチック製レジ袋の提供は禁止します。

- ・危険物の持ち込みおよび使用は禁止します。
- ・政治活動、宗教活動は禁止します。
- ・周辺住民への迷惑となる騒音を出すことは禁止します。
- ・JR 亀岡駅北周辺区域は、路上喫煙禁止区域及びポイ捨て防止重点地域です。

㊦ 申込方法

以下の必要事項を明記の上、申込フォーム、Eメール、郵送にてお申し込みください。

申込フォーム：<https://logoform.jp/form/JbYC/1101497>



申込フォーム QR コード

Eメール：keizai-soumu@city.kameoka.lg.jp

提出物（各部門ごとに必要なものをご提出ください）

- ① 申請書（申込フォームからお申込みされる場合は提出不要です。フォームの指示に従いご入力をお願いします。）
- ② 食品衛生責任者資格を証明できる書類の写し
- ③ 飲食店営業許可証（露店）の写し / 飲食店営業許可証（自動車）の写し / （固定店舗の）営業許可証の写し のいずれか
- ④ メイン品目の写真、過去の出店時の写真
（広報チラシ・SNS に使用します。紙面スペース等の都合上、使用する写真は事務局にて選定し、使用しない場合もございますので、悪しからずご了承ください）
- ⑤ （キッチンカーの場合のみ）車検証の写し

※記載事項に虚偽がある場合は出店できません。また、不備がある場合は出店をお断りする場合があります。

申込先： 〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神 8
アグリフェスタ実行委員会 事務局（亀岡市農林振興課内）

申込受付：令和7年8月1日（金）17：00まで

申込後の流れ：

- 第1回アグリフェスタ実行委員会開催
↓ 令和7年8月4日（月）亀岡市役所別館3階会議室
- 出店可否及のご案内
↓ 令和7年8月15日（金）までにメール・郵送により結果通知
- 出店納付金の支払い
↓ 令和7年9月19日（金）までに口座振込又は現金持参
- 出店場所・搬入搬出等のご案内
↓ 令和7年10月2日（木）までにメール・郵送によりご案内
当日